登米市社協豊里福祉作業所　工房なかま(就労継続支援Ｂ型)
『重要事項説明書』

みなさまに対する就労継続支援（Ｂ型）サービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

１．サービスを提供する事業者

名　　称	登米市社協豊里福祉作業所　工房なかま
所　在　地	宮城県登米市豊里町新町９番地９
電 話 番 号	０２２５－７６－１６０６
代表者氏名	会　長　　千　葉　　博　行
設立年月日	平成１７年４月１日

２．利用施設

事業所の種類	就労継続支援継続（Ｂ型）事業所 平成２１年４月１日指定
事業所の名称 （事業所番号）	登米市社協豊里福祉作業所　工房なかま （指定番号　宮城県　０４１１２００３４８）
事業所の所在地	宮城県登米市豊里町新町９番地９
連　　絡　　先	電話番号　０２２５－７６－１６０６ ＦＡＸ　０２２５－９０－３０１６
管　　理　　者	今　野　結　花
サービス管理責任者	今　野　結　花（兼務）
サービスの実施地域	登米市及び石巻市、涌谷町区域
定　　員	２０名
開設年月日	平成２１年４月１日

３．サービスの目的・運営方針

目　　的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめ細かな就労継続支援（Ｂ型）のサービスを提供します。

４．サービスに係る施設・設備等の概要

（１）施設

建　物	構　造	軽量鉄骨ブレース構造　１階建て
	敷地面積	２，６７０．３７㎡
	延べ床面積	４６７．１１㎡

（２）主な設備

	部屋数	備　　考
訓練・作業室	２室	作業室１室、陶芸室１室
多目的室	１室	兼会議室
相 談 室	１室	
休 憩 室	１室	
洗面所・便所	３室	男子用、女子用、身障者用
調 理 室	１室	
事 務 室	１室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

５．サービス提供職員の設置状況

職　種	員数	常　勤		非常勤		常勤換算	備　考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.5	
サービス管理責任者	1		1			0.5	
職業指導員	2	1		1		1.3	
目標工賃達成指導員	1	1				1	
生活支援員	2		1	1		1.2	
調理員	1		1			0.3	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種を配置します。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 38.75 時間）で除した数です。

（ア）各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
職業指導員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）

（イ）営業日と営業時間及びサービス提供時間

営　業　日　　月曜日～金曜日（但し、祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。なお、行事等で祝日や土日曜日に営業する場合があります。）

営 業 時 間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで

サービス提供時間　午前９時３０分から午後３時３０分まで

６．サービス提供の内容

（１）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓　練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 古紙(ダンボール等)リサイクル回収(自主事業) ② 缶(アルミ・スチール)リサイクル回収(自主事業) ③ 電線くず被覆剥離(委託事業) ④ 企業の草刈り(委託事業) ⑤ 野菜袋詰め(委託事業)　　等 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月２回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要な健康チェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	希望により、車両により居宅から事業所までの送迎を行います。
食事サービス	希望により、昼食時に食事（食材費相当分の実費１食１００円）の提供を行います。

（２）訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金　額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費負担
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費負担
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費　　②保健衛生費　③教養娯楽費	実費負担

≪サービスの概要≫

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。サービス管理責任者は利用者の意思決定に配慮して個別支援計画を作成し、ご本人が参加する個別支援会議で生活の意向等を確認し、利用者・家族の同意を得て交付いたします。

７．利用料金

（１）訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち９割が訓練等給付費の給付対象となります。

事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の１割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担または利用者負担額）。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）訓練等給付費対象外サービス内容の料金

前頁「６．サービス提供の内容（２）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

（３）キャンセルの規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料がかかる場合もあります。月曜日から金曜日８時３０分から午後５時１５分までにご連絡下さい。

①ご利用日の前日午後５時１５分までご連絡いただいた場合 無　　料
②ご利用日の当日午前８時３０分までご連絡いただいた場合 当日の利用料（自己負担相当額）の　５０％
③ご利用日の当日午前８時３０分までご連絡がなかった場合 当日の利用料（自己負担相当額）の１００％

※ご利用日が月曜日又は休前日の場合ご注意下さい。

（４）利用料金の請求および支払い方法

前記（１）、（２）、（３）の料金は１か月ごとに計算し、毎月１５日前後に前月分の利用料を請求しますので、２７日までに口座振替、または、口座振込の方法でお支払い下さい。入金を確認しましたら領収証を発行します。

８．利用者の記録及び情報の管理等

（１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前９：００～午後４：００です。

（２）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者・家族の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供いたします。

（３）事業所職員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めます。

９．緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が発生した場合には速やかに主治医及びご家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者等があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

１０．事故発生時の対応

事業所の過誤及び過失に関わらず、サービス提供の過程において事故が発生した場合には、速やかに市、利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

市町村	登米市福祉事務所障がい福祉係　0220－58－5552	
かかりつけ医療機関	医療機関名	
	診　療　科	
	主　治　医	
	所　在　地	
	電話番号	
緊急連絡先　①	氏　　名： 住　　所： 電話番号：	（続柄：　　）
緊急連絡先　②	氏　　名： 住　　所： 電話番号：	（続柄：　　）

１１．要望・苦情等申し立て及び虐待防止に関する相談窓口

（１）要望・苦情等申立先

当事業所相談窓口	窓口担当者　今　野　結　花 利用時間　９：００～１６：００ （但し、祝祭日、１２月２９日から１月３日までを除く） 電話番号　０２２５－７６－１６０６ ＦＡＸ　０２２５－９０－３０１６

第三者委員	第三者委員：勝　倉　淳　一郎 電 話 番 号：０２２５－７６－４５４７
登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係	所 在 地：登米市南方町新高石浦１３０番地 電話番号：０２２０－５８－５５５２
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	所 在 地：仙台市青葉区上杉３丁目３番１号 みやぎハートフルセンター４Ｆ 電話番号：０２２－７１６－９６７４ ＦＡＸ：０２２－７１６－９２９８

（２）第三者による評価の実施の状況

第三者による評価の実施	１　　あり	実施日	年　　月　　日
		評価機関名称	
		結果の開示	１ あり　　２ なし
	②　　なし		

１２．協力医療機関

医療機関の名所	登米市立豊里病院
医院長名	小　寺　俊　之
所在地	宮城県登米市豊里町土手下７４番地１
電話番号	０２２５－７６－２０２３
診療科	外科・内科・整形外科・皮膚科・歯科

１３．非常災害時の対応

非常時の対応	非常災害発生時には、全ての職員が利用者の救護と安全確保のため迅速かつ的確な対応を行います。
平時の訓練	非常災害に関する具体的な計画および、利用者が継続してサービスが受けられるよう業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な研修および訓練を実施します。
防災設備	自動火災報知器　有　　誘導等　有 ガス漏れ報知器　有　　消火器　有 簡易スプリンクラー　無 カーテン等は防炎加工の物を使用しています。
保険加入	事故・災害に備えて損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：あいおい損害保険株式会社 加入保険内容：事業者賠償責任保険

１４．虐待防止の対応

事業所は、利用者の人権を護り虐待を防止するために、下記の対策を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　今野　結花
虐待防止受付担当者	目標工賃達成指導員　佐藤　るみ

（２）虐待防止のための指針を策定し、委員会を開催します。

（３）成年後見制度の利用を支援します。

（４）苦情解決体制を整備しています。

（５）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修会を実施します。

（６）虐待防止に関する相談窓口

１５．感染症のまん延防止

平時の対応	感染症及び食中毒まん延防止指針および業務継続計画を策定し、それに従い研修や訓練を実施します。また、感染防止に関する会議等においてその対策を協議します。
緊急時の対応	業務継続計画に従い、利用者及び職員のまん延を防止するよう迅速かつ的確な対応を行います。

１６．当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫　　煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

令和　　年　　月　　日

指定障害者福祉サービス就労継続支援（Ｂ型）事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名　　登米市社協豊里福祉作業所　工房なかま

説 明 者　　職氏名　管理者兼サービス管理責任者
今　野　結　花　　印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者福祉サービス就労継続支援（Ｂ型）事業の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

（利 用 者）
住　　所

氏　　名　　印

（署名代行者）
住　　所

氏　　名　　印
続　　柄